

平成28年(才)第1866号

平成28年(受)第2347号

決 定

東京都千代田区永田町2丁目2番1号 衆議院第一議員会館512

上告人兼申立人 菅 直 人

同訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

東京都千代田区永田町2丁目2番1号 衆議院第一議員会館1212

被告兼相手方 安 倍 晋 三

同訴訟代理人弁護士 古 屋 正 隆

橋 爪 雄 彦

岩 佐 孝 仁

上記当事者間の東京高等裁判所平成28年(ネ)第25号メールマガジン記事削除等請求事件について、同裁判所が平成28年9月29日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1

項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成29年2月21日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 橋 正 春

裁判官 木 内 道 祥

裁判官 山 崎 敏 充

これは正本である。

平成29年2月21日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

萬屋博英

